

主な環境関連法令等の改廃情報について(令和5年度第1四半期)

様式1

【改廃に係る情報】 R5.4~6月の間の改廃状況

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.7.28時点)
環境一般	法	環境基本法	H5.11.19	法91号	H30.6.13	法50号	H30.12.1	無	-		-	環境立県推進課
	条	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8	条19号	H13.7.6	条44号	H13.10.1	無	-		-	環境立県推進課
	法	環境影響評価法	H9.6.13	法81号	H26.6.4	法51号	H27.4.1	無	-		-	環境立県推進課
		同 施行令	H9.12.3	政346号	R3.10.4	政283号	R3.10.31	無	-		-	
		同 施行規則	H10.6.12	総理府令37号	H24.10.24	環省令31号	H25.4.1	無	-		-	
	条	鳥取県環境影響評価条例	H10.12.22	条24号	R1.10.1	条8号	R1.10.1	無	-		-	環境立県推進課
同 施行規則		H11.6.4	規37号	R2.12.11	規則8号	R2.12.11	無	-		-		
地球環境	法	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10.9	法117号	R3.6.2	法54号	R4.4.1	無	-		登録済	脱炭素社会推進課
		同 施行令	H11.4.7	政143号	R5.3.23	政68号	R5.4.1	無	-			
		同 施行規則	H11.4.7	総理府令31号	R4.4.1	環省令11号	R4.4.1	有	無			
	条	鳥取県地球温暖化対策条例	H21.3.27	条36号	R5.2.7	条3号	R5.4.1	無	-		登録済	脱炭素社会推進課
		同 施行規則	H21.10.23	規79号	R5.3.24	規15号	R5.4.1	無	-			
	法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)	S54.6.22	法49号	R4.5.20	法46号	R5.4.1	無	-		登録済	総務課
		同 施行令	S54.9.29	政267号	R2.1.24	政10号	R2.4.1	無	-			
		同 施行規則	S54.9.29	通省令74号	R3.6.30	経省令57号	R5.4.1	無	-			
	法	同法の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令	H15.3.7	国省令15号	H28.11.30	国省令80号	H29.4.1	無	-		登録済	環境立県推進課
		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	S63.5.20	法53号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-			
		同 施行令	H6.9.26	政308号	R3.12.24	政326号	R3.12.24	無	-			
	法	同 施行規則	S63.12.24	通省令80号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無	-		登録済	脱炭素社会推進課
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律		H19.5.23	法56号	H28.5.27	法50号	H28.5.27	無	-				
循環型社会	法	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	法110号	H24.6.27	法第47号	H24.9.19	無	-		-	循環型社会推進課
	法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	S45.12.25	法137号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	S46.9.23	政300号	R4.1.19	政25号	R4.4.1	無	-			
		同 施行規則	S46.9.23	厚省令35号	R3.8.4	環省令12号	R3.8.4	無	-			
	細	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(鳥取県)	S58.3.31	規18号	R2.11.13	規51号	R2.11.13	無	-		登録済	循環型社会推進課
	法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)	H13.6.22	法65号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.6.22	政215号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無	-			
		同 施行規則	H13.6.22	環省令23号	R2.3.30	環省令9号	R2.3.30	無	-			
	法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H13.6.22	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.12.12	政396号	R1.12.13	政183号	R2.4.1	無	-			
		同 施行規則	H13.12.14	経・環省令13号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無	-			
	法	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	H3.4.26	法48号	R4.5.20	法46号	R5.4.1	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H3.10.18	政327号	R4.9.2	政294号	R5.1.1	無	-			
	法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	H7.6.16	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H7.12.14	政411号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無	-			
同 施行規則		H7.12.14	大・厚・農・通省令1号	R5.3.31	財・厚・農・経・環省令1号	R5.4.1	有	無				
法	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	H10.6.5	法97号	H29.6.16	法61号	R2.4.1	無	-		登録済	循環型社会推進課	
	同 施行令	H10.11.27	政378号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無	-				
	同 施行規則	H12.2.18	厚・通省令1号	R1.12.13	経・環省令6号	R1.12.14	無	-				
法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	H12.5.31	法104号	H26.6.4	法55号	H28.6.1	無	-		登録済	技術企画課	
	同 施行令	H12.11.29	政495号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無	-				
	同 施行規則	H14.3.5	国・環省令1号	H22.2.9	国・環省令1号	H22.4.1	無	-				

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	改正の 登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.7.28時点)
	法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	R4.4.1	法60号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	R4.4.1	政25号	R4.4.1		R4.4.1	無	-			
		同 施行規則	R4.4.1	経・環省令1号	R4.4.1		R4.4.1	無	-			
	法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	H12.6.7	法116号	R1.12.4	法62号	R1.12.4	無	-		-	農林水産政策課
		同 施行令	H13.4.25	政176号	R1.7.12	政54号	R1.7.12	無	-			
	法	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	H14.7.12	法87号	R5.6.16	法63号	R5.6.16	有	無		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H14.12.20	政389号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無	-			
		同 施行規則	H14.12.20	経・環省令7号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無	-			
	法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	H24.8.10	法57号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H25.3.6	政45号	H25.4.1	政45号	H25.4.1	無	-			
		同 施行規則	H25.3.6	経・環省令3号	R1.7.1	経・環省令3号	R1.7.1	無	-			
	法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	H12.5.31	法100号	R3.5.19	法36号	R3.9.1	無	-		登録済	総務課
条	鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	H17.10.18	条68号	H30.4.1	条45号	H30.4.1	無	-		-	循環型社会推進課	
	同 施行規則	H17.12.27	規121号	H30.4.1	規19号	H30.4.1	無	-				
法	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	H11.7.28	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無	-		-	家畜防疫課	
	同 施行令	H11.10.29	政348号	H20.9.19	政297号	H20.10.1	無	-				
	同 施行規則	H11.10.29	農省令74号	R2.12.21	農省令83号	R2.12.21	無	-				
条	鳥取県公害防止条例	S46.10.12	条35号	H23.12.20	条62号	H23.12.20	無	-		登録済	水環境保全課(水質に関すること) 環境立県推進課(その他)	
	同 施行規則	S47.3.30	規21号	R1.6.28	規3号	R1.7.1	無	-				
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	S46.6.10	法107号	H27.6.19	法41号	H30.4.1	無	-				
法	同 施行令	S46.8.11	政264号	R5.6.7	政202号	R5.6.7	有	無		-	環境立県推進課	
	同 施行規則	S46.8.13	大・厚・農・通・運省令3号	R1.7.1	財・厚・農・経・国・環省令2号	R1.7.1	無	-				
大気汚染・悪臭	法	大気汚染防止法	S43.6.10	法97号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S43.11.30	政329号	R3.9.29	政275号	R4.10.1	無	-			
		同 施行規則	S46.6.22	厚・通省令1号	R4.3.3	環省令4号	R4.10.1	無	-			
	法	労働安全衛生法	S47.6.8	法57号	R4.6.17	法68号		無	-		登録済	総務課
	法	悪臭防止法	S46.6.1	法91号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S47.5.30	政207号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無	-			
同 施行規則		S47.5.30	総理府令39号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無	-				
水質汚濁・地盤沈下	法	水質汚濁防止法	S45.12.25	法138号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	水環境保全課
		同 施行令	S46.6.17	政188号	R4.12.23	政396号	R5.2.1	無	-			
		同 施行規則	S46.6.19	総・通省令2号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無	-			
	法	下水道法	S33.4.24	法79号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	水環境保全課
		同 施行令	S34.4.22	政147号	R3.10.29	政296号	R3.11.1	無	-			
		同 施行規則	S42.12.19	建省令37号	R3.10.29	国省令69号	R3.11.1	無	-			
	条	湯梨浜町公共下水道条例	H16.10.1	条170号	R2.9.29	条20号	R3.4.1	無	-		登録済	衛生環境研究所
	法	浄化槽法	S58.5.18	法43号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	水環境保全課
		同 施行令	H13.9.19	政310号	H23.3.11	政17号	H23.3.11	無	-			
同 施行規則(環境省関係)		S59.3.30	厚省令17号	R2.2.7	環省令3号	R2.4.1	無	-				
条	とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例	H24.12.21	条91号	H25.7.2	条42号	H25.7.2	無	-		-	水環境保全課	
騒音・振動	法	騒音規制法	S43.6.10	法98号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S43.11.27	政324号	R3.12.24	政346号	R4.12.1	無	-			
		同 施行規則	S46.6.22	厚・農・通・運・建令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無	-			
	法	振動規制法	S51.6.10	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S51.10.22	政280号	R3.12.24	政346号	R4.12.1	無	-			
		同 施行規則	S51.11.10	総理府令58号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無	-			

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	改正の 登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.7.28時点)
土壌汚染	法	土壌汚染対策法	H14.5.29	法53号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		登録済	水環境保全課
		同 施行令	H14.11.13	政336号	H30.9.28	政283号	H31.4.1	無	-		登録済	水環境保全課
		同 施行規則	H14.12.26	環省令29号	R4.12.16	環省令26号	R4.12.16	無	-		登録済	水環境保全課
化学物質	法	毒物及び劇物取締法	S25.12.28	法303号	H30.6.27	法66号	R2.4.1	無	-		登録済	医療・保険課
		同 施行令	S30.9.28	政261号	R1.6.28	政44号	R2.4.1	無	-		登録済	医療・保険課
		同 施行規則	S26.1.23	厚省令4号	R1.6.28	厚省令20号	R2.4.1	無	-		登録済	医療・保険課
		毒物及び劇物指定令	S40.1.4	政2号	R5.5.26	政193号	R5.6.1	有	無		登録済	医療・保険課
	法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	S48.10.16	法117号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	-		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S49.6.7	政202号	R3.4.21	政144号	R3.10.22	無	-		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行規則(経済産業省関係)	S49.6.7	通省令40号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無	-		-	環境立県推進課(H30~)
	法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	H11.7.13	法86号	H14.12.13	法152号		無	-		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	H12.3.29	政138号	R3.10.20	政288号	R5.4.1	有	無		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行規則	H13.3.30	内閣府・財・文・厚・農・経・国・環省令1号	R4.3.31	財・文・厚・農・経・国・環・防省令1号	R5.4.1	有	無		-	環境立県推進課(H30~)
	法	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法105号	H26.6.18	法72号		無	-		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	H11.12.27	政433号	H30.8.10	政241号	H31.1.1	無	-		-	環境立県推進課(H30~)
同 施行規則		H11.12.27	総理府令67号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無	-		-	環境立県推進課(H30~)	
条	鳥取県石綿健康被害防止条例	H17.10.18	条67号	R4.3.25	条例第12号	R4.4.1	無	-		-	環境立県推進課(H30~)	
	同 施行規則	H17.10.28	規106号	R4.3.31	規則第14号	R4.4.1	無	-		-	環境立県推進課(H30~)	
その他	法	消防法	S23.7.24	法186号	R4.6.17	法69号	R4.6.17	無	-		登録済	消防防災課
		危険物の規制に関する政令	S34.9.26	政令306号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無	-		登録済	消防防災課
		危険物の規制に関する規則	S34.9.29	総理府令55号	R4.1.1	総省令71号	R4.1.1	無	-		登録済	消防防災課
	規	鳥取中部ふるさと広域連合危険物の規制に関する規則	H15.6.1	連合規13号	R3.12.1	連合規16号	R4.1.1	無	-		登録済	中部県民福祉局
	条	鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例	S53.5.1	条21号	R3.2.10	条2号	R3.4.1	無	-		登録済	総務課
	条	中部ふるさと広域連合火災予防条例	H10.4.1	条29号	R3.3.5	連合条1号	R3.4.1	無	-		登録済	衛生環境研究所
	条	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	S51.4.30	条17号	R3.4.1	条1号	R3.4.1	無	-		-	西部県民福祉局
	法	高圧ガス保安法	S26.6.7	法204号	R4.6.22	法74号	公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日	無	-		登録済	消防防災課
	法	冷凍保安規則	S41.5.25	通省令51号	R4.9.12	経省令72号	R4.10.1	無	-		登録済	消防防災課
	法	電気事業法	S39.7.11	法170号	R5.6.7	法44号	R6.4.1	有	無		登録済	衛生環境研究所
	法	麻薬及び向精神薬取締法	S28.3.17	法14号	R1.12.4	法63号	R3.8.1	無	-		登録済	医療・保険課
	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	H10.10.2	法114号	R4.12.9	法96号	R54.1 R64.1	無	-		登録済	感染症対策課
	法	放射性同位元素等の規制に関する法律(放射性同位元素等規制法)	S32.6.10	法167号	R5.6.7	法68号	国立健康危機管理研究機構法の施行日	有	無		登録済	衛生環境研究所
	法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)	S32.6.10	法166号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無	-		登録済	原子力安全対策課
	法	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	H15.7.25	法130号	H23.6.15	法67号	H23.10.1	無	-		-	脱炭素社会推進課
	法	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	H16.6.2	法77号	H17.7.26	法87号	会社法の施行の日	無	-		-	脱炭素社会推進課
	条	鳥取県景観形成条例	H19.3.16	条14号	R2.3.27	条22号	R2.4.1	無	-		-	まちづくり課

【法令等の改正概要】※令和5年4月～6月の間に改正された法令等

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日
<記載例> 鳥取県環境影響評価条例	元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行による。 平成〇年条例第〇号	令和〇年〇月〇日
毒物及び劇物指定令	1 次に掲げる物を新たに劇物に指定 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。 ただし、3-アミノプロパン-1-オール1%以下を含有するものを除く。 2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外 (1)四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤 (2)「2-イソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。 ただし、2-イソプロトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロトキシエタノール15%以下を含有する製剤 令和5年政令第193号	令和5年6月1日
PRTR法施行令	大気中水銀の排出量の把握及び報告の追加 令和三年一〇月二〇日政令第288号	令和5年4月1日
PRTR法施行規則	大気中水銀の排出量の把握及び報告の追加 令和四年三月三十一日財・文・厚・農・経・国・環・防省令第一号	令和5年4月1日
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)施行令	公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額の改定 令和五年政令第202号	令和5年6月7日
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則	改正法の施行に伴い、並びに改正法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第6項及び7項の規定に基づき、制定するもの。 ・促進区域の設定に関する環境省令で定める基準 ・促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方 ・改正法に伴う条ずれに係る規定の整理その他所要の改正 環境省令第14号	令和4年4月1日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)施行規則	特定容器利用事業者の排出見込み量の算定に用いる率の変更。 令和5年3月31日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号	令和5年4月1日
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	標識の掲示等の文言の変更。(「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」第54条による変更。) 令和5年6月16日法律第63号	令和5年6月16日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 ※一部は6/16施行
電気事業法	【脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律】 「グリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた基本方針」に基づき、 ①地域と共生した再生エネルギーの最大限の導入促進 ②安全確保を大前提とした原子力の活用 に向けて、関連する次の法律を改正する。 ○電気事業法 ○再生可能エネルギー伝の利用の促進に関する特別措置法 ○原子力基本法 ○核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 令和5年法律第44号	一部を除き 令和6年4月1日
放射性同位元素等の規制に関する法律	【国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律】 国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)の施行に伴う関係規定の整備を行う。 令和5年法律第47号	国立健康危機管理研究機構法の施行日

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法律)

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(四三三)

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(四四一)

○孤独・孤立対策推進法(四五)

○国立健康危機管理研究機構法(四六)

○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(四七)

(政令)

○道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(二〇〇)

○中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(二〇一)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令(二〇二)

(省令)

○道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令(国土交通四六)

(告示)

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件(総務二一六)

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件(同二一七)

○道路整備特別措置法施行令の規定による貸付金の年賦償還の方法の一部を改正する告示(国土交通五八一)

(公告)

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決関係

地方公共団体

行旅死亡人、特定空家等の除却命令
関係
その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

◇道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(法律第四三三号)(国土交通省)

一 道路整備特別措置法の一部改正関係
1 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができることとした。(第一条第一項関係)

2 地方道路公社は、都市計画において定められた自動車専用道路であること等の要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとした。(第二条第一項関係)

3 有料道路管理者は、国土交通大臣に届出をした二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、条例で定めるところにより、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができることとした。(第十九条第一項関係)

4 高速道路会社(以下「会社」という。)が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和七年九月三〇日以前でなければならぬこととした。(第二十三条第三項関係)

5 高速道路料金の確実な徴収
(一) 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者(当該運転者を除く。以下「運転者等」という。)から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収することとした。(第二十四条第一項関係)

(二) 会社、地方道路公社又は有料道路管理者は、道路運送車両法に規定する検査対象軽自動車等の運転者等から徴収できなかった

料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、国土交通大臣等に対し、軽自動車検査ファイルに記録されている事項のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができることとした。(第二十四条第五項関係)

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正関係
1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社から交付された補助金を財源として、会社に対し、自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物であるものに限り)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設)の整備と一体的に行うものに限る。に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加することとした。(第一条第一項関係)

2 協定及び業務実施計画の記載事項の追加
(一) 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容について、先行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、令和四七年九月三〇日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)及び後行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)を区分して定めることとした。(第一三条第一項及び第一四条第一項関係)

(二) 当該業務実施計画の認可基準として、次に掲げる基準を定めることとした。(第一四条第四項関係)

(1) 先行特定更新等工事により、令和四七年九月三〇日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなるの見込まれるものであること。

(2) 後行特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなる見込まれるものであること。

3 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日(当該協定の変更をするときは、当該変更をする日)から起算して五〇年以内でなければならないこととした。(第一三條第五項関係)

4 機構は、令和七年九月三〇日までで解散することとした。(第一一條第一項関係)

三 施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の1、2及び3は、公布の日から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(法律第四四号)(内閣官房)

一 電気事業法の一部改正関係

1 発電用原子炉の運転期間

(一) 原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、その維持し、及び運用する発電用原子炉を運転することができるとする期間(以下「運転期間」という)は、当該発電用原子炉について最初に使用前検査に合格した日から起算して四〇年とすることとした。(第二七条の二九の二第一項関係)

(二) 原子力発電事業者は、(一)の四〇年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができることとした。(第二七条の二九の二第二項関係)

(三) 経済産業大臣は、(二)の認可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときに限り、(二)の認可をすることができることとした。

(1) (二)の認可の申請に係る発電用原子炉(以下「申請発電用原子炉」という)が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

(2) その原子力発電事業者が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という)第四三條の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四三條の三の二〇第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る二の二の(一)及び(三)の認可の申請並びに二の二の(四)の認可の申請(二の二の(八)の命令を受けて行うものに限る)に對し不認可の処分がなされていないこと。

(3) 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

(4) その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

(5) 延長しようとする運転期間が二〇年を超える場合にあつては、その二〇年を超える期間が次に掲げる期間(平成二三年三月一日以降の期間に限る)を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは審査基準若しくは処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 電気事業法第二七条の二九において準用する同法第二七条第一項若しくは第四〇条の規定による処分、原子炉等規制法第四三條の三の二〇、第四三條の三の二三若しくは第六四條第三項の

規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一〇六條(同法第一八三條において準用する場合を含む)の規定による処分(これらの処分をした行政官庁又は審査請求に対する裁決によって取り消されたもの等に限る)による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

二 仮処分命令(保全異議の申立てについての決定によつて取り消され、その決定に對して抗告をすることができないもの等に限る)を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ ロの処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したもののその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間(第二七条の二九の二第四項関係)

四 経済産業大臣は、(二)の認可をしようとする場合には、あらかじめ、(三)の(1)の基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第二七条の二九の二第五項関係)

(五) 経済産業大臣は、(二)の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構に通知することとした。(第二七条の二九の二第六項関係)

(六) から(五)までは、(二)の認可を受けた原子力発電事業者が、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用することとし、この場合において、延長しようとする運転期間は、(三)の(5)のイからホまでに掲げる期間(平成二三年三月一日以降の期間)に限り、過去になされた(二)の認可等により延長された運転期間に算入された期間を除く)を合算した期間以下であることとした。(第二七条の二九の二第七項関係)

2 事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割等

(一) 1の(二)の認可等を受けた原子力発電事業者(以下「認可原子力発電事業者」という)が営む発電事業(以下「認可発電事業」という)の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。(第二七条の二九の三第一項関係)

(二) 認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割(認可発電事業の全部を承継させるものに限る。四において同じ)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。(第二七条の二九の三第二項関係)

(三) 1の(三)の(1)、(2)及び(4)並びに1の(四)は、(一)及び(二)の認可に準用することとした。(第二七条の二九の三第三項関係)

(四) 認可発電事業者の全部の譲渡しがあり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業者の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継することとした。(第二七条の二九の三第四項関係)

(四) 四により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬこととした。(第二七条の二九の三五項関係)

3 認可の取消し

(一) 経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次のいずれかに該当するときは、一の(二)の認可等を取り消すことができることとした。

(1) 一の(三)の(1)、(2)又は(4)に掲げる基準等に適合しなくなったとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。(第二七条の二九の四第一項関係)

4 運転停止命令

経済産業大臣は、原子力発電事業者が一の(二)の認可等を受けないで一の(四)の(一)を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができることとした。(第二七条の二九の五項関係)

5 資料の提供等の要求

経済産業大臣は、一の(三)の運用等に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとした。(第二七条の二九の六項関係)

6 広域的運営推進機関の業務

広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の業務に、次に掲げる業務を追加することとした。

(一) 一の(一)の認定整備等事業者に対し、八の(二)の認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることとした。

(二) 四の(6)の(二)の交付金相当額積立金の管理及び四の(7)の徴収等を行うこと。(第二八条の四〇第一項第五号の三、第八号の二及び第八号の三関係)

7 整備等計画の認定

(一) 広域系統整備計画に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画(以下「整備等計画」という。)を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。(第二八条の四九第一項関係)

(二) 整備等計画には、次に掲げる事項等を記載しなければならないこととした。

(1) 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

(2) 電気工作物の整備又は更新の実施期間

(3) 電気工作物の整備又は更新の実施に必要資金の額、調達方法及び負担の方法

(4) 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果(第二八条の四九第二項関係)

(三) 経済産業大臣は、一の(一)の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。

(1) 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。

(2) 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なるものであること。(第二八条の四九第三項関係)

8 認定整備等計画の変更等

(一) 一の(一)の認定を受けた者(以下「認定整備等事業者」という)は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならないこととした。(第二八条の五〇第一項関係)

(二) 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画(一)による変更の認定があつたときは、その変更後のもの以下「認定整備等計画」という。)に従つて

電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができることとした。(第二八条の五〇第二項関係)

(三) 経済産業大臣は、認定整備等計画が七の(1)又は(2)のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができることとした。(第二八条の五〇第三項関係)

9 区分経理

推進機関は、広域系統整備交付金交付等業務に係る経理と当該業務以外の業務に係る経理を区分して整理しなければならないこととした。(第二八条の五四関係)

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正関係

一 許可の取消し等

原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が二の(一)若しくは(三)に違反して発電用原子炉を運転したとき、又は二の(六)の命令に違反したときは、発電用原子炉の設置の許可を取り消し、又は一年以内の発電用原子炉の運転の停止を命ずることができることとした。(第四三条の三の二〇第二項第一号及び第一三三三項関係)

2 発電用原子炉施設の劣化の管理等

(一) 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に使用前事業者検査について原子力規制委員会の確認を受け、その日から起算して三〇年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、当該三〇年を超えて運転しようとする期間(一〇年以内に限る。)における発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画(以下「長期施設管理計画」という)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。(第四三条の三の三二第一項関係)

(二) 長期施設管理計画には、長期施設管理計画の期間、(五)の劣化評価(発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下同じ。)の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置等を記載しなければならないこととした。(第四三条の三の三二第二項関係)

(三) 一の認可を受けた者は、当該認可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間(一〇年以内に限る。)における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととし、当該認可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて運転しようとするときも、同様とすることとした。(第四三条の三の三二第三項関係)

(四) 一又は(三)の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。(第四三条の三の三二第四項関係)

(五) 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、劣化評価を実施しなければならないこととした。(第四三条の三の三二第五項関係)

(六) 原子力規制委員会は、一、(三)又は(四)の認可の申請が次の(1)から(3)までのいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならないこととした。

(1) 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適切に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

(七) 一又は(三)の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。(第四三条の三の三二第四項関係)

(八) 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、劣化評価を実施しなければならないこととした。(第四三条の三の三二第五項関係)

(三) 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

(四) 再処理等、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

(五) 最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、文献調査対象地区又は概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策(第二条の三関係)

5 原子力事業者の責務

(一) 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生の防止及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有することとした。(第二条の四第一項関係)

(二) 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有することとした。(第二条の四第二項関係)

6 原子力発電の用に供する原子炉の運転期間に係る規制

(一) 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならないこととした。(第一六条の二第一項関係)

(二) (一)の規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置することとした。(第一六条の二第二項関係)

六 附則

1 電気事業法の一部改正に伴う経過措置
一 一の1から5までの施行の日に一の1の(二)の認可を受けたものとみなすこととし、当該認可により延長する運転期間は、旧認可により延長した期間と同一の期間等とすることとした。(附則第二条関係)

2 原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置
(一) 運転開始後三〇年を経過している既設の発電用原子炉を二の施行の日(以下「施行日」という。)において引き続き運転しようとする者は、施行日の前日までに、二の2の(一)、(二)及び(六)の例により、長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の(一)の認可とみなすこととした。(附則第四条関係)

(二) 既設の発電用原子炉(一)の発電用原子炉を除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、施行日前において、二の2の(一)、(二)及び(六)の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができることとし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の(一)の認可とみなすこととした。(附則第五条関係)

(三) (一)又は(二)の認可等を受けた者であつて、長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、施行日前において、二の2の(二)及び(四)から(六)までの例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができることとし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の(四)の認可とみなすこととした。(附則第六条関係)

3 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置
この法律の施行の際現にその実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用に充てるため積み立てた引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、実用発電用原子炉設置者等とに経済産業大臣が定める額の金銭を、令和六年度から令和三十五年度までの各年度に、経済産業省令で定めるところにより分割して、機構(三)の(六)の変更の承認があつたときは、その変更後の機構)に対し、支払わなければならないこと等とした。(附則第一〇条関係)

4 1から3までのほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。(附則第三条、第七条、第九條、第一一條、第一八條、第二二條及び第二六條関係)

5 関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第一九條、第二一一條及び第二三條、第二五條関係)

7 この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

孤独の状態にある者への迅速かつ適切な支援
その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組(以下「孤独・孤立対策」という。)について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする(第一〇条関係)

(一) 基本理念
孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とする(第一〇条関係)

(二) 国の責務等
国及び地方公共団体の責務、国民の努力並びに関係者の連携及び協力について定めることとした。(第三條、第六條関係)

孤独・孤立対策に関する施策
孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(以下「孤独・孤立対策重点計画」という。)を作成しなければならないこと等とした。(第八條関係)

(三) 国民の理解の増進等
国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めることとした。(第九條関係)

(四) 相談支援
国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めることとした。(第一〇条関係)

七 孤独・孤立対策推進法(法律第四五号)(内閣官房)

1 総則

(一) 目的
この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を感じることに、又は社会から孤立している状態により心身に有害な影響を受けている状態(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・

二 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、ハにより通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならぬこととした。(第三〇条第八項関係)

ホ 厚生労働大臣は、イの評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。(第三〇条第九項関係)

(5) 評価結果の取扱い等
機構は、(4)のイの評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととした。(第三一条関係)

(6) 中期目標の期間の終了時の検討
イ 厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとした。(第三二条第一項関係)

ロ 厚生労働大臣は、イの検討を行うに当たっては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第三二条第二項関係)

ハ 厚生労働大臣は、イの検討の結果及びイにより講ずる措置の内容を健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならぬこととした。(第三二条第三項関係)

二 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、ハにより通知された事項について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならないこととした。(第三二条第四項関係)

ホ 二の場合において、独立行政法人評価制度委員会は、機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、厚生労働大臣に勧告をすることができることとするほか、所要の規定を設けることとした。(第三二条第五項、第七項関係)

5 財務及び会計
(一) 財務諸表等
機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととした。(第三三条第一項関係)

(二) 財源措置
政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとした。(第三九条第一項関係)

(三) その他
利益及び損失の処理、積立金の処分、借入金等機構の財務及び会計に關し所要の規定を設けることとした。(第三四条、第三八条関係)

6 監督
(一) 緊急時の命令
厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は感染症その他の疾患に關して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、4の(一)の(1)のイから又までの業務に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第四〇条関係)

(二) 監督命令
厚生労働大臣は、(一)のほか、中期目標を達成するためその他この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができることとした。(第四一条関係)

7 雑則
機構について、役員及び職員に關する規定、財務及び会計に關する規定、人事管理に關する規定その他の独立行政法人通則法の規定を準用するものとした。(第四三条関係)

8 罰則
(一) 3の(二)に違反して秘密を漏らした者、6の(三)による報告をせず、又は虚偽の報告等をした者等に対する罰則に關し所要の規定を設けることとした。(第四八条、第五一条関係)

9 施行期日等
(一) 設立準備
理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名、設立委員等について所要の規定を設けることとした。(附則第二条、第四条関係)

(二) 機構の成立
機構は、この法律の施行の時に成立することとした。(附則第五条第一項関係)

(三) 職員の引継ぎ等
厚生労働省の機関で政令で定めるものの職員である者の引継ぎ、国家公務員退職手当法等の適用に關する経過措置及び職員団体についての経過措置について所要の規定を設けることとした。(附則第六条、第一一条関係)

(四) 権利義務の承継等
(1) 機構の成立の際、4の(一)に掲げる業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継することとした。(附則第二条第一項関係)

(2) この法律の施行の日の前日において(三)の政令で定める厚生労働省の機関であつて感染症法第五六条の三第二項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けている

もの(以下この(2)及び(3)において「指定機関」という。)があるときは、機構は、その成立の時に對して同項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けたものとみなすこととした。この場合において、当該指定機関が所持していた特定一種病原体等は、感染症法第五六条の五の規定にかかわらず、機構の成立の時に對して機構が譲り受けるものとした。(附則第一三条第一項関係)

(3) (2)の場合において、機構は、この法律の施行前に国の責任において指定機関が行つてきた特定一種病原体等に係る試験研究に對して、その社会的必要性及び重要性に鑑み、国の監督指導の下で試験研究を実施するものとした。(附則第一三条第二項関係)

(五) 国立国際医療研究センターの解散等
国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、この法律の施行の時に對して解散するものとする。この場合において、解散するものとするときは、国が承継する資産を除く一切の権利及び義務は、その時に對して機構が承継するものとする等、その解散に關する所要の規定を設けるものとした。(附則第一六条、第二〇条関係)

(六) その他
この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第二一条、第二四条関係)

(七) 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(法律第七七号)(厚生労働省)
一 地域保健法の一部改正関係(第二条関係)
地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構との連携
(一) 地域保健対策に關する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並び

法律

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十三号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律

(道路整備特別措置法の一部改正)

第一条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五項に「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 地方道路公社が前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項第一号に掲げる事項については前条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十一号第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 地方道路公社が前項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項については前条第四項の許可を受けたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十四条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方道路公社が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項については前条第四項の許可を受けたものと、第一項の許可に係る第二項第一号に掲げる事項については同条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十二条第一項第二号中「道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路」を「自動車専用道路」に改める。

第十六条第一項中「第十一条第一項の許可(同条第四項)を「第十一条第一項の許可(同条第五項)に改める。

第十九条第一項中「前条第一項の規定により料金を徴収している」を「前条第二項又は第三項の規定による届出をした」に改め、同条に次の一項を加える。

4 有料道路管理者が前二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項各号に掲げる事項については前条第三項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十三条第三項中「令和四十七年九月三十日」を「令和四十七年九月三十日」に改める。

第二十四条第一項中「(一)から(三)まで」を「(一)から(四)まで」に改め、同項ただし書中「車両」の下に「同項本文に規定する車両の運転者等であるものを除く。」を加え、同条第三項中「第一項本文の規定により料金を徴収される」を「当該道路を通行する」に「車両は」を「車両(緊急自動車等を除く。第五十九条において同じ。)の運転者は」に、「道路を通行しなれば」を「当該車両を通行させなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

1 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額について改定を行うこととした。(第一三条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二〇二号)(経済産業省)

1 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額について改定を行うこととした。(第一三条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

四 その他国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、船員保険法、国家公務員共済組合法等の関係法律について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターを機構に改める等関係規定の整備を行うものとした。(第一条及び第三条、第二一条関係)

五 施行期日等

1 この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるものとした。(附則第二条、第五条関係)

2 この法律は、一部の規定を除き、国立健康危機管理研究機構法の施行の日から施行するものとした。

◇道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇〇号)(国土交通省)

1 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路整備特別措置法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。(本則関係)

2 この政令は、公布日から施行することとした。

◇中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

1 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。(本則関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二項関係)

3 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

4 中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(経済産業省)

にこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行う地方公共団体の機関等(二)において「地方衛生研究所等」という)は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という)による情報並びに病原体及び毒素の収集に協力するものとした。(地域保健法第二六条第二項関係)

(一) 地方衛生研究所等は、その職員に対し、機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとした。(地域保健法第二六条第三項関係)

(二) 国は、(一)の協力及び(二)の機会の付与が円滑に実施されるように、(一)の地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとした。(地域保健法第二七条関係)

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係(第八八条関係)

1 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせるものとした。(感染症法第六五条の四第一項関係)

2 機構による検体の採取等の実施

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は質問若しくは調査を行わせることができるものとした。(感染症法第六五条の五第一項及び第二項関係)

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正関係(第一五五条関係)

政府対策本部長は、必要があると認めるときは、機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができることとする等の所要の規定を設けることとした。(新型インフルエンザ等対策特別措置法第一六条第八項及び第一四項関係)

(構造改革特別区域法の一部改正)
第八条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十八条第八項中「第四項又は」を「第五項又は」に改め、同条第十三項中、「第二十五条第一項及び」を「及び第五項、第二十五条第一項並びに」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項」に、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」を「同条第五項中「会社等又は有料道路管理者」とあるのは「公社管理道路運営権者」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に、「第二十八条の四十八」を「第二十八条の五十一」に、「第二十八条の四十九」を「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十一」第二十八條の五十八」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に、「第二十八条の五十八」を「第二十八条の六十」に改める。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「の規定は第二十七条の二十九の三第一項に規定する認可原子力発電事業者以外の発電事業者に」を加え、「並びに」を「及び」に、「は、発電事業者に」を「は、発電事業者」に改め、第二章第五節に次の五条を加える。

(原子力発電用原子炉の運転期間)

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者(原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電用工作物」という。))をその発電事業の用に供する発電事業者をいう。以下同じ。が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉(原子力発電事業者が維持し、及び運用する原子力発電用工作物である核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。第四項、第五十四條及び第六十二條の三において「原子炉等規制法」という。))第二條第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この節において同じ。を運転することができるときは、格別した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運転期間を延長しようとする発電用原子炉を設置する営業所の名称及び所在地
- 三 延長しようとする運転期間(二十年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉(次項において「申請発電用原子炉」という。))の運転を停止した期間(同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。))及びその理由を含む。
- 四 その他経済産業省令で定める事項

4 その他経済産業省令で定める事項

経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

- 一 申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三條の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三條の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請(同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。))に対し不認可の処分がなされていないこと。
- 三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第七十号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。))の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。))の利用の促進を図りつつ、電気安定供給を確保することに資すると認められること。
- 四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に遵守する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。
- 五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間(平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。))を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十條の規定による処分、原子炉等規制法第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三若しくは第六十四條第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第六十二号)第六十六條(同法第六十三條において準用する場合を含む。))の規定による処分(これらの処分を消した行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存の確定の判決が確定したものの又は審査請求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。))による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

二 仮処分命令(債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全異議の申立て)についての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定(以下この二において「保全異議の申立て等」についての決定」という。))若しくは同法の規定による保全取消の申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは

保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限る。をを受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ 口に規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したもその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第一号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

6 経済産業大臣は、第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（同法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構）に通知するものとする。

7 第二項から前項までの規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「前項の四十年」とあるのは、「その認可により延長された運転期間」と、第三項第三号中「二十年を超える場合にあつては、申請」とあるのは、「申請」と、第四項第五号中「二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に」とあるのは、「一次」と「一期間に限る」とあるのは、「一期間に限り、過去になされた第二項（第七項において準用する場合を含む。）の認可により延長された運転期間に算入された期間を除く」と読み替へるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割等）

第二十七条の二十九の三 前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者（以下「認可原子力発電事業者」という。）が営む発電事業（次項及び第四項において「認可発電事業」という。）の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割（認可発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前条第四項（第三号及び第五号を除く）、第五項及び第八項の規定は、前二項の認可に準用する。

4 認可発電事業の全部の譲渡しがあり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（認可の取消し）

第二十七条の二十九の四 経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

一 第二十七条の二十九の二第四項第一号、第二号又は第四号（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 第二十七条の二十九の二第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（運転停止命令）

第二十七条の二十九の五 経済産業大臣は、原子力発電事業者が第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けずに同条第一項の四十年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができる。

（資料の提供等の要求）

第二十七条の二十九の六 経済産業大臣は、第二十七条の二十九の二第四項（同条第七項及び第二十七条の二十九の三第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十九の四第一項の規定の運用に關し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十八条の四十四第一項第五号の三中「前号」を「前二号」に、「第二十八条の五十二第一号」を「第二十八条の五十四第一号」に、「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同号を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二十八条の四十八第一項中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、「この条及び第二十九条第二項において一を削る。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十八を第二十八条の六十とし、同条第八目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十九とし、同条第七目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十八とし、第二十八条の五十三から第二十八条の五十五までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の五十二第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同条を第二十八条の五十四とし、第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、第二十八条の五十五を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十一とし、第二章第七節第三款第六目に次の二条を加える。

（整備等計画の認定）

第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のもの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二 電気工作物の整備又は更新の実施期間

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二 電気工作物の整備又は更新の実施期間

- 三 電気工作物の整備又は更新の実施体制
- 四 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
- 五 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。
 - 二 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。
- （認定整備等計画の変更等）
- 第二十八条の五十 前条第一項の認定を受けた者（次項及び第三項において「認定整備等事業者」という。）は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定整備等計画」という。）に従つて電気工作物の整備又は更新を実施していかないとき、当該認定を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、認定整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。
- 第五十四条中「発電用原子炉」の下に「原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。」を加える。
- 第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同項第五号中「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。
- 第九十九条の八中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。
- 第六十六条第一項中「原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「二及び二」という。）を削る。
- 第八十八条第一項中「平成五年法律第八十八号」を削る。
- 第一百二十二条の三の見出しを「原子炉等規制法との関係」に改め、同条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）を「原子炉等規制法」に改める。
- 第一百六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 第二十七条の二十九の五の規定による命令に違反したとき。
- 第二百二十条第一号中「第二十八条の三第一項」を「第二十七条の二十九の三第五項、第二十八条の三第一項」に改める。
- 第二百二十一条第一号中「第一百六条第四号又は第五号」を「第一百六条第五号又は第六号」に改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改める。
- 第二百二十四条第七号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

- （核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）
- 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
- 第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。
- 十二 第四十三条の三の三十二第二項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。
- 十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。
- 第四十三条の三の三十二を次のように改める。
- （発電用原子炉施設の劣化の管理等）
- 第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の三十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、同様とする。
- 4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。
- 6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。
 - 一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
 - 二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核原料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。
- 三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の第二項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

<p>第四十三條において 政法人通則法第五 十條の四第一項</p>	<p>を、当該密接関係法人等の地位に就 かせることを目的</p>	<p>(国立健康危機管理研究機構法(令 和五年法律第四十六号)以下「機構 法」という。)附則第十六条第一項の 規定により解散した旧国立研究開 発法人国立国際医療研究センター(以 下「旧国立国際医療研究センター」と いう。)の役員又は職員(非常勤の 者を除く)であった者を含む。以下 同じ)を、当該密接関係法人等の地 位に就かせることを目的</p>
<p>第四十三條におい て準用する独立行 政法人通則法第五 十條の四第二項第 四号</p>	<p>の組織</p>	<p>(旧国立国際医療研究センターを含 む)の組織</p>
<p>第四十三條におい て準用する独立行 政法人通則法第五 十條の四第六項</p>	<p>した こと</p>	<p>したこと(高度専門医療に関する研 究等を行う国立研究開発法人に関す る法律(平成二十二年法律第九十三号、 以下「高度専門医療国立研究開発法 人法」という。)又は旧国立国際医療 研究センターが定めていた業務方法 書の第四十九条の項において「旧 国立国際医療研究センター」とい う)に違反する職務上の行為をし たことを含む。次条において同じ)</p>
<p>第四十三條におい て準用する独立行 政法人通則法第五 十條の六第一号</p>	<p>させた こと</p>	<p>させたこと(旧国立国際医療研究セ ンターの役員又は職員に高度専門医 療又は旧国立国際医療研究センター に違反する職務上の行為をさせた ことを含む。次条において同じ)</p>
<p>第四十三條におい て準用する独立行 政法人通則法第五 十條の六第二号</p>	<p>であつた 者</p>	<p>であつた者(旧国立国際医療研究セ ンターの役員又は職員であつた者を 含む)</p>
<p>第四十三條におい て準用する独立行 政法人通則法第五 十條の六第三号</p>	<p>定めるもの</p>	<p>定めるもの(離職前五年間に在職し ていた旧国立国際医療研究センター の内部組織として厚生労働省令で定 めるものが行っていた業務を行う機 構の内部組織として厚生労働省令で 定めるものを含む)</p>
<p>の役員又は管理 と営利企業等</p>	<p>(旧国立国際医療研究センターを含 む)の役員又は管理 と営利企業等</p>	<p>(旧国立国際医療研究センターを含 む)の役員又は管理 と営利企業等</p>

<p>(名称の使用制限に関する経過措置) 第二十一条 この法律の施行の際現に国立健康危機管理研究機構という名称を使用している者につい ては、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p>	<p>(外部理事の任命に関する経過措置) 第二十二条 機構の成立の日から遡って十年間において、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機 関の職員又は国立国際医療研究センターの役員(監事を除く)若しくは職員であった者は、第七条 第一号に規定する機構の役員であったものとみなして同号及び同条第二号の規定を適用する。</p>	<p>2 機構の成立の日から遡って十年間において、国立国際医療研究センターの監事又は会計監査人(会 計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員)であった者は、第七条第二号に規定する 機構の監事又は会計監査人であったものとみなして同号の規定を適用する。この場合において、同 号中「機構の役員又は会計監査人の子法人の業務執行取締役等」とあるのは、「機構の役員若しくは機 構の子法人の業務執行取締役等、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立研究 開発法人国立国際医療研究センターの役員(監事を除く)若しくは職員」とする。</p>	<p>第二十三条 機構の最初の事業年度は、第四十三条において準用する独立行政法人通則法第三十六条 第一項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとす る。</p>	<p>(年度計画に関する経過措置) 第二十四条 機構の最初の事業年度の第二十九条に規定する業務運営に関する計画については、同条 中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。</p>	<p>(調整規定) 第二十五条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行 の日(以下この条において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間 における第四十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法 施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。</p>	<p>(政令への委任) 第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 過措置を含む)は、政令で定める。</p>	<p>財務大臣 鈴木 俊一 厚生労働大臣 加藤 勝信 内閣総理大臣 岸田 文雄</p>	<p>国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。</p>	<p>御名 御璽 令和五年六月七日 内閣総理大臣 岸田 文雄</p>	<p>法律第四十七号 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)</p>	<p>第一条 次に掲げる法律の規定中 国立研究開発法人国立がん研究センター 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 国立研究開発法人国立国際医療研究センター</p>
---	--	---	---	--	---	--	---	--	--	--	---

関する研究等を行う国立研究開発法
(平成二十年法律第九十三号)

門医療に関する研究等を行う国立研究開発法
する法律(平成二十年法律第九十三号)

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専 人に関 を
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究セ ンター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

に改める。

- 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一
- 二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第二
(地域保健法の一部改正)

第二十六条に次の二項を加える。

前項に規定する業務を行う第五条第一項に規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。次項において「地方衛生研究所等」という。)は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務(これらの規定に規定する収集に限る。)に協力するものとする。

地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。

第二十七条中「前条の規定に基づいて実施する措置」を「前条第一項に規定する措置、同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与」に改める。

第三十条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構
国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)

(医療法の一部改正)

第四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「もの」の下に「及び国立健康危機管理研究機構」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加え、同条第三十四号の三中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号を「又は第十七条第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の四 国立健康危機管理研究機構が国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)第二十三条第一項第一号、第三号、第五号、第六号、第八号から第十号まで又は第十四号に掲げる業務の用に供する施設

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中、「その」を「その一」に改め、「もの」の下に「及び国立健康危機管理研究機構」を加える。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第七十五条第三項
- 二 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第四十九条第二項(行政事件訴訟法の一部改正)

第七条 行政事件訴訟法(昭和三十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構
国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

- 第五十六条の三第二項中「その他」を「、国立健康危機管理研究機構その他」に改める。
- 第五十六条の三第三項中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を「国立健康危機管理研究機構」に改める。
- 第六十五条の三の次に次の二条を加える。

(機構への事務の委託)

第六十五条の四 厚生労働大臣は、国立健康危機管理研究機構(以下この条及び次条において「機構」という。)に、次に掲げる事務を行わせるものとする。ただし、報告又は届出の受理以外の事務については、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 第十二条第二項(同条第四項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。)の規定による事務
- 二 第十三条第三項(同条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定による事務
- 三 第十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定による事務(同項の規定による通知を除く。)
- 四 第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務(同項の規定による求めを除く。)
- 五 第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項並びに同条第八項、第十項、第十三項、第十三項、第十五項及び第十六項の規定による事務(同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項の規定による求め、同条第八項の規定による命令並びに同条第十項の規定による通知を除く。)
- 六 第十五条の二第二項の規定による事務
- 七 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務
- 八 第十六条第一項の規定による事務

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日まで、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第四号の九を第四号の十とし、第四号の八を第四号の九とし、第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 三ーアミノプロバンーオール及びこれを含有する製剤。ただし、三ーアミノプロバンーオール一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八号の二ただし書中「一〇%」を「一五%」に改める。